

2017年度日本選挙学会賞要綱

日本選挙学会事務局

(目的)

1. 日本選挙学会は、会員の優れた研究業績を顕彰するために、本学会に学会賞を設ける。

(学会賞の種類)

2. 学会賞として、以下を設ける。
 - 1) 優秀ポスター
2017年度研究会のポスターセッションにおける会員の優れた研究発表を対象とする。
 - 2) 優秀報告
2017年度研究会における会員の優れた論文報告を対象とする。
 - 3) 優秀論文
2017年度に発行された、日本選挙学会年報『選挙研究』(第33巻第1号・第2号)に掲載された会員の優れた投稿論文を対象とする。

(選考委員会)

3. 学会賞の選考のため、選考委員会を組織する。選考委員会の構成は、以下の通りとする。
 - 1) 選考委員会は、理事長の推薦、理事会の承認を得た選考委員長及び選考副委員長、当該年度の企画委員長、編集委員長、査読委員長によって構成される。
 - 2) 選考委員会は、ポスター小委員会、報告小委員会、論文小委員会を組織し、それぞれ小委員会委員を会員に委嘱する。ただし、小委員会委員は公表しない。
 - 3) 2. 選考委員会および各小委員会の任期は、各委員会の組織された日から学会賞の表彰される当該年次総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(選考手続き)

4. 学会賞は以下の手続きによって選考する。
 - 1) 各小委員会は、対象となる研究業績について第一次選考を行い、第二次選考に残る研究業績を選考委員会に提案する。
 - 2) 選考委員会は、各小委員会の提案に基づき、第二次選考を最終選考とし、受賞候補を決定する。
 - 3) 選考委員会は、定められた期日までに選考の経過および結果を理事会に報告する。

(表彰)

5. 受賞者それぞれに、賞状および副賞として賞金を授与する。